

九州運輸局メールマガジン  
第404号 平成31年3月14日(木)

現場レポート

S O x規制強化に向けた取組状況説明会を開催しました

◇内容

2008年の海洋汚染防止条約の改正により、2020年1月より、船舶使用する燃料に含まれる硫黄分濃度規制が3.5%以下から0.5%以下へ全世界的に強化されます。規制強化への対応には、硫黄分0.5%以下の規制適合油に切り替える方法、船上に排ガス洗浄装置を設置して従来の高硫黄C重油を使用する方法、硫黄分濃度が「0」のLNG燃料船を導入する方法、の3つの中から選択して対応する必要があります。



説明者：国土交通省海事局海洋・環境政策課  
今井環境渉外室長

ところが、規制適合油を使用しようとする場合、新たに精製される規制適合油は、品質性状によって船舶のエンジンや燃料ポンプ等に支障が生じ、エンジン等の改造が必要となるとともに、石油元売り各社においても安定供給に影響を及ぼすことにもなり得ることから、国土交通省では、これまでエンジンメーカーや造船所、船用工業、石油連盟等の協力のもと、品質確保に向けて燃焼試験や調査・検証を行ってきた結果、今般、ほとんどの船舶で改造をしないで対応でき、安定供給にも支障のない性状（動粘度・流動点）の範囲が



活発な質疑応答